

家族構成



おばあちゃん
81歳



お父さん49歳



お母さん48歳



てるみ
まもるの
彼女



まもる
大学生

ケロちゃんが行く

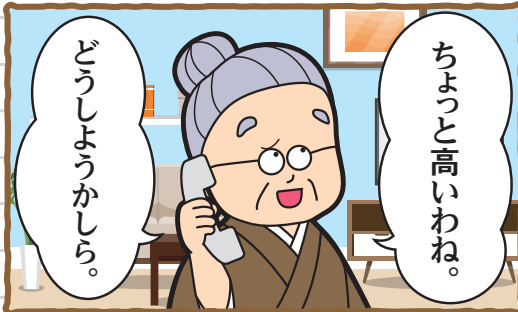
「海産物の強引な電話勧誘」の巻

～少しでもおかしいと感じたらきっぱり断ってケロ～



相談「ケロちゃん」

山形県消費生活センターキャラクター「ケロちゃん」



消費者トラブルのご相談は
「消費者ホットライン」
188
いやや
188泣き寝入り!と覚えてね
※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 023-624-0999
(県庁2F)

最上総合支庁 0233-29-1370

置賜総合支庁 0238-24-0999

庄内総合支庁 0235-66-5451

お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています

まずは、
消費生活センターに
相談してみるケロ。

電話勧誘なら
クーリング・オフが
できるケロ。



ワンポイントアドバイス!

- 電話をかけてくる事業者の中には、消費者が断りづらい状況を意図的に作っている事業者や、「以前購入してもらったことがある」などと言って執拗に勧誘する事業者が見られます。覚えがなかったりおかしい点があるような場合は、はっきりと断りましょう。
- 電話勧誘で契約した場合は、生鮮食品でも契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。
- 2022年6月から、ハガキ等の書面以外にもメールやファックス等電磁的な方法でもクーリング・オフができるようになりました。メールや解約フォームから手続した場合は、画面をスクリーンショットなどで保存しましょう。

